平成２６年（家）第７０２０号
川崎市川崎区日進町１番地66
申立人　川崎市信用保証協会
本籍東京都狛江市猪方３丁目429番地、最後の住所川崎市麻生区高石５丁目27番16号、死亡の場所川崎市多摩区、死亡年月日平成25年７月31日、出生の場所静岡県安倍郡服織村、出生年月日昭和19年７月６日、職業不詳
被相続人　亡　前島　芳雄
事務所川崎市川崎区東田町８番地　パレール三井ビルディング11階1101号室　坂本・池田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　訓幸
横浜家庭裁判所川崎支部

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。
平成２６年（家）第２１８号
茨城県日立市神峰町１丁目２番15号甲南ビル２階近藤法律事務所
申立人　近藤　識之
本籍茨城県日立市神峰町１丁目10番、最後の住所茨城県日立市神峰町１丁目10番21号、死亡の場所茨城県日立市、死亡年月日平成25年３月１日、出生の場所茨城県日立市、出生年月日昭和18年10月３日、職業不明
被相続人　亡　荒川　勝東
催告期間満了日　平成26年10月31日
水戸家庭裁判所日立支部
平成２６年（家）第３００４３号
千葉県千葉市中央区本千葉町10番23号　千葉食ビル２階６号室　佐々木法律事務所
申立人　弁護士　佐々木淳一
本籍千葉県柏市常盤台26番、最後の住所千葉県柏市常盤台26番９号、死亡の場所群馬県沼田市、死亡年月日平成18年８月17日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和22年10月19日、職業会社役員
被相続人　亡　髙木　乙好
催告期間満了日　平成26年10月20日
千葉家庭裁判所松戸支部
平成２６年（家）第４２１０８号
横浜市中区日本大通18番地　ＫＲＣビルディング５階
申立人　弁護士　三浦　　修
本籍東京都板橋区大山町48番地、最後の住所横浜市港北区日吉本町４丁目10番Ｂ―102号、死亡の場所横浜市港北区、死亡年月日平成23年１月21日頃から31日頃までの間、出生の場所千葉県長生郡高根本郷村、出生年月日昭和６年９月20日、職業不詳
被相続人　亡　齋藤　　努
催告期間満了日　平成26年10月14日
横浜家庭裁判所

公示催告

平成２６年（へ）第５号
次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述をしてください。もし下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がない場合には、その権利が失権することがあります。
金沢市田上町レ59番地
申立人　岡口　　隆
申立人代理人弁護士　宮前　　悟
権利の届出の終期　平成26年６月26日
平成26年３月18日　　金沢簡易裁判所
（別紙）　目　録
金沢市田上町イ１番４　畑　512平方メートルにつき
金沢地方法務局明治35年８月13日受付第12892号をもって登記された
１　抵当権　原因　明治35年８月12日金円借用証書により
債権額　金75円
利息　年１割３分
及び
２　賃借権　原因　明治35年８月12日設定
借賃　１月金50銭
支払期　毎月末日
存続期間　５年
の権利者としての地位にして
権利者　金沢市上野町131番・132番合併
新保　善蔵
として登記された者の一般承継人のうち同人の家督相続人亡新保栄太郎の法定相続人亡米林**綣**の兄弟姉妹である
ア　亡米林清太郎長女（氏名住所不明）
及び
イ　亡米林清太郎四女牧山**綾**（住所不明）
が相続により承継した地位

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。
平成２５年（家）第９４７号
千葉県銚子市外川町１丁目10895番地
申立人　竹内　富子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　竹内　　弘
昭和12年４月16日生
届出期間満了日　平成26年５月20日
千葉家庭裁判所八日市場支部

失踪宣告

平成２５年（家）第１３２０号
本籍栃木県塩谷郡高根沢町大字飯室427番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　髙﨑　　始
昭和20年２月２日生
平成26年３月19日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所裁判所書記官
平成２５年（家）第２５７号
本籍神奈川県川崎市川崎区浜町２丁目６番地、最後の住所神奈川県川崎市川崎区鋼管通１丁目25番２―308号　松葉荘
不在者　米村　正男
昭和32年７月10日生
平成26年３月20日失踪宣告審判確定
新潟家庭裁判所新発田支部裁判所書記官
平成２５年（家）第４７２号
本籍和歌山県西牟婁郡白浜町安宅301番地、最後の住所和歌山県西牟婁郡白浜町安宅301番地の37
不在者　赤松まさ子
昭和40年９月９日生
平成26年３月20日失踪宣告審判確定
和歌山家庭裁判所田辺支部裁判所書記官
平成２４年（家）第３００号
本籍福岡県三潴郡大木町大字大藪26番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　蒲池　カチ
明治24年９月25日生
平成26年３月19日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所八女支部裁判所書記官
平成２５年（家）第１９２号
本籍長崎県南島原市布津町丙2592番地、最後の住所長崎県南高来郡布津村以下不詳
不在者　塩田槌地子
昭和15年３月25日生
平成26年３月20日失踪宣告審判確定
長崎家庭裁判所島原支部裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２６年（フ）第２５２７号
東京都台東区元浅草３丁目６番６号
債務者　株式会社ユーハウス
代表者代表取締役　井部ヒサ子
１　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　野崎　大介
４　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２６年（フ）第５０号
横浜市瀬谷区本郷４丁目50番地の10
債務者　大協ハウジング株式会社
代表者代表取締役　古田よしみ
１　決定年月日時　平成26年３月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊池　博愛
４　破産債権の届出期間　平成26年４月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前10時
横浜地方裁判所川崎支部破産係